

18. 災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

出雲市測量設計業協会「出雲会」会長（以下「甲」という。）と出雲市長（以下「乙」という。）は、出雲市内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、甲が乙に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、乙が甲に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の目視による点検
- (2) 被災状況の調査及び写真撮影
- (3) 被災状況の概略図の作成
- (4) 甲の有する資格等に基づく技術的助言
- (5) その他乙が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 乙は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を交付するものとする。

- (1) 応援業務の種類
- (2) 応援業務の具体的な内容、場所・施設等
- (3) 応援業務を希望する期間

（応援業務の実施）

第4条 甲は、前条の規定により乙から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 甲が応援業務を実施している場合にあつて、覚知した災害等による被災情報については、積極的に乙へ提供するものとする。

（報告）

第5条 甲は、乙の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに乙に対し、実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲がこの協定に基づき、乙からの応援業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成22年7月15日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年(2010)7月15日

甲 出雲市浜町513番地2
出雲市測量設計業協会(出雲会)
会 長

乙 出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長